

平成 2 6 年度

定期監査報告書

(一般会計・特別会計・上水道事業会計)

南阿蘇村監査委員

興梠 良藏

伊藤 清起

I 【定期監査の目的】

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的におこなわれているかどうかを、定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば、単にその財務に関する事項ばかりでなく当該事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

II 【定期監査実施の根拠】

○地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による監査をしなければならない。

○地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

Ⅲ【監査結果報告】

平成 26 年度 南阿蘇村定期監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 26 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により報告します。

平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日

南阿蘇村監査委員 興 梶 良藏

南阿蘇村監査委員 伊 藤 清起

IV 【監査の方法及び監査結果】

1 監査の期間

平成 26 年 10 月 20 日から平成 26 年 10 月 30 日まで（実質 5 日間）

審査日	曜	課 名
10 月 20 日	月	白水総合調整課・健康推進課・農政課
10 月 21 日	火	住民福祉課・保育所（長陽各所・白水・久木野）・税務課
10 月 22 日	水	会計課・人権対策課
10 月 23 日	木	建設課・長陽総合調整課・教育委員会・環境対策課
10 月 30 日	木	窓口センター・企画観光課・総務課・議会事務局

2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 平成 26 年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 平成 26 年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 収入に関する調定簿
- ④ 滞納整理に関する調定簿
- ⑤ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 出勤簿・年休簿・出張命令簿・復命書に関する書類
- ⑦ その他

4 監査の方法

今回の監査は、実地監査の対象課・局・所長から平成 26 年度の中間期における資料の提出を求め、主として予算の執行状況、現年度事業内容進捗状況に主眼を置いて審査し、必要に応じて関係職員に説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施した。また、地方公営企業方の財務規定が適用されている上水道事業については、地方公営企業方第 40 条の 2 に規定を検証する方法で監査を行っている。

5 監査の結果

○総合調整課（白水庁舎）

総合調整(担当)の分野としての全体的な把握及び管理体制については適正に執行されているものと認められた。(特に庁舎内の消費電力の削減等については、昨年度と同様節電意識が定着しており昨年並みで推移しており経費の削減に努めている状況にある。)この様に節電に努めながらも基本料金及び単価の値上がりや消費税率の上がりなど想定よりも影響力があり、電気料金は大幅な増加となっている様である。

○健康推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

この分野は、高齢化社会の中（9月末で65歳以上の方が約3,970名）で密接な関係にあり職員も部門が多岐にわたり特に体に障害を持っておられる人達への対応も含め、担当職員もいろんなケースがある中で心労が重ならない様に適切な勤務体制をとることも必要ではと感じる。担当課においては健康推進の面から各種の部門において相談事業、教室、予防事業等検診事業が実施されているようで、今後とも、諸般の事情を克服しながら住民の健康管理、福祉の増進など計画的に住民が安心して暮らせる環境づくり、時代の変化にも対応できる条件整備等の推進に更なる活躍を期待したい。

そのような状況ではあるが、高齢化社会に対応するためには、予防的な面でも十分な対応が出来るような更なる環境づくりを望む。

また、国民健康保険関係の保険給付費等については年度途中では増加傾向である。健康管理の面について更なる関係各課との連携を密に事前の健康管理等について更なる改善、指導体制の強化に頑張ってもらいたいものと考えている。

なお、医療費等の抑制に向けて国任せ国の方針のみに頼らず、長い目で見て当村に合った独自の取り組みも検討されたい。

○農政課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

現時点で、農林業を取り巻く環境は国の方針も不確定要因も多岐に亘っているのでなかなか厳しい現状でもあり、担当部門に於いては難しい局面もある様である。そんな中に於いても各分野での計画が対象者の意を解しながら適切に対処されている状況にある。現状を把握した中での組織、人材育成等で活性化を図る手始めとしての夫々の活動が今後の農業の発展につながることを期待したい。その他諸々の活動についてはそれぞれ計画から実行へと更に実践へと各々の部門に於いて活動が展開されている状況にある。

財政状況が厳しいといわれる現実には理解できるが、後継者不足が叫ばれる生産農家等の現状を打開するためには、国の施策等の踏襲だけでは農家の将来への展

望は拓けていかないのではと考える。現時点では新規就農希望者も数件ではあるがでてきているようで、このような芽を大切に育てていくことは大切なことであり新たな視点で希望が持てるように確立されていければと願いたい。担当課の主要事業として（補助、支援給付）等当該年度に於いては、14 部門にわたり、諸々の形で農家経営の安定を目指しての各事業の事業が計画から実行へと実施されている現状にある様でこれが大きく実を結ぶ事を期待したい。耕作放棄地の解消については、本村に於いては営農組合の設立と圃場整備事業に伴う農地集積事業に取り組んでいる地域もでてきている状況にある。又、国の事業の一環として平成 24 年度よりスタートした（人・農地プラン事業）には、管内で 30 地区がプラン策定済で 3 地区は見直し予定とのことで、このような試みが各々の地域で計画から実践へと継続した形で定着する様に願いたいものである。担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、多面的な機能を確保しながら推進させる目的での事業等各種事業の成果があがることを願いながら、併せて畑地等の荒廃が特に目立ちはじめてきた状況を見ると、その利用方策等を考え（畑地区画整備等）景観を損なわずに多目的に利用できるような体制づくりについても、今後は必要になってくるのではと考える。法整備が必要ならばルートを通じて働きかけるなど検討課題でもあると考える。

○農業委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

近年、後継者不足による耕作放棄地が多くなっているが、放棄地再生モデル事業として、僅かではあるが再生の手始めとして、子ども達による事業を実施（子ども達に農業の体験も兼ねて、生産の喜びを味あわせることも大事なこと）されている。当該年度における移動及び転用等の状況は 1 1 4 件程度が現在までの動向である。

注意すべきは土地の売買の要因が厳しい経済状況の中で債務処理のための件数が増加の傾向にあることは憂慮されることであるように感じられる。

新規就農者も数件でてきているようで、いろいろと困難を伴う面もあると考えるが、所期の志が全うできるよう側面的な行政の支援も考えていかなければならないのではと感じる。

新農業者年金制度の発足に伴う加入については現在、5 3 名程度の加入状況とのことである。（旧制度加入者＝3 3 2 名）

○住民福祉課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

国の方針も色々と変わる部門もあり、担当課も苦慮する部分もでてくる中ではあるが迅速に対応できる体制は怠りなくとられている様である。年金事務関係では、従来の組織では本部機能の働きが不十分ということで、内部統制のとれた組織を充実強化させるとの観点から日本年金機構という名のもとに衣替えをして数年経過しているが、村においては迅速な手続きが図られている。又、高齢者の

生存確認等についても、戸籍上の手続等も確認し（個人のプライバシーが守られることは当然の事）誤りが生じない様、細心の注意を願いたい。

担当課においては、個々の人権を大切に守りながら、障がいをもつ方々に対しての心の悩み相談を始めとして、夫々が持っている個性を尊重しながら安心して暮らせる地域づくりを実現させるために諸々の施策を策定し、目標実現のため、日々努力されていることに深い感動を村民夫々が受けるような村となる様に変えたいと思っておりますが頑張ってもらいたい。現時点では9月末の人口11,837人(内外国人数45人)、世帯数は4,738人との事。高齢化率は33.78%強の状況で年々比率は高まりつつある様です。適切な判断のもと予算執行がなされている。

諸々の事業の中でも個々の人権を大切に守るという命題のもと、当該年度においても3事業に実施されている他各種の団体への補助活動も積極的に取り入れ、人権の大切さを村民すべてが理解する方向に向けての活動が積極的に実施されている状況にある。

○保育所

おおむね適正に執行されているものと認められた。

昨年も提起した旧長陽地域の三つの保育所問題が議会をはじめ地域の理解も得て統合保育所という形で結論を得て現在建設中であるが、一日も早い完成が待たれる状況にある。ちなみに現在の3施設の園児数は、10月現在3施設合わせて138名とのことである。新しい施設の完成で園児の皆さんが、多くの仲間と楽しく遊び元気に飛びまわる姿を、一日も早く見られるようになってほしいものである。

○税務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

各種、税の調定と徴収及び還付事務等については、改善に向け随時意見を述べてきたが、今回の監査においては適正に処理されている状況である。

滞納者への対応については、現状は阿蘇管内全ての市町村が一つとなって徴収する事となっている。更に村税の共同催告状も滞納者には発送されており、徐々にではあるが、その効果がでてきている様であり、今後ともねばり強く納税に対しての大切さを働きかけていくことが重要であると考えます。連携して併任による徴収率向上を図る目的で、特に悪質な滞納者に対して強制的に手順を踏み（法的な裏付けを整え）、差押等の執行も実施しながら職務遂行が進められている。強制手続きによる取立件数も増加傾向にある。他の滞納者についても、自ら納税に対する理解が高まり、法的手段をとる前に自主的に納入されている該当者もあり、少しずつではあるが意識改革ができてきているのではと思われる。只、税法改正等により、所得税控除の税率が10%～5%に、住民税税率5%が10%に改正され、住民の負担が増大する形になっており、税源移譲は人口の少ない自治体にとっては大変厳しい状況の様である。この様な状況の中ではあるが、今後とも、

滞納者の納税に対する意識の高揚、義務を果たすことの重要性を更に理解して頂きたいものである。「収納率向上対策事業計画」も作成され懸命な努力をされていることには任務とはいえ大きな敬意を表したい。徐々にではあるが成果が出てきているようで、苦労も多く、大変だとは考えるが今後とも頑張ってもらいたいと願っている。

人事管理部署においては配置された職員の健康管理に万全を期され日頃の注意を怠らないような配慮を望みたい。課内で班編成と月間等も設定されて徴収体制を整えて事務に対処している現状である。又、滞納台帳も氏名、訪問記録等詳細に様式を作成して記載されて、鋭意努力されている。担当課内の決裁等について遺漏のないよう、連携を密にすることは当然のことである。

○会計課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について（一般会計、特別会計）それぞれに種類別、金融機関別に区分けされ、詳細に理解できるように仕分けされていることは、透明度の高い金銭の取り扱いを基本とする上からも特記されることである。管理上も適切にされている状況にあると考える。基金の部門別の内訳は、一般会計＝11基金、特別会計＝7基金となっている。

○人権対策課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

人権問題解決にむけて住民との座談会等も計画的に実施計画されているように啓発活動を重点的にとの方針で、広報誌による啓発活動はもとより地域巡回研修も計画されているようであり、継続的に実施され又、企業・事業所等を訪問し、啓発活動の大切さを説明、資料の配布等を通じて人権の大切さを徹底させるべく活動が行われている状況にある。このような催しを機会に多くの人達が人権問題の解決に向けて、厳しさ、大切さをお互いが学び、全ての人達が心の底から人権の尊さを自らの課題として捉え、問題解決へと繋げていけることを期待したい。このような計画が、回を重ねるごとに理解も深まることを確信しながら一日も早い解決が出来るよう今後とも地道な活動が継続されて正しい方向へとつながっていくことを願いたい。

当該年度に於いても近代化教室と名付けての事業も開設されて夫々計画に従って実施されている様で今後はこの教室で得た力を多くの人に広める事が出来る様な人材に育って欲しいと願いたい。

住宅新築資金等貸付金特別会計の貸付償還金返済については、真面目に償還されている借主の立場等も考慮しつつ、特に、過年度分の未償還の額が相当額あるので、今後とも粘り強く貸付対象者への理解を得ながら適切に処理されることを望む。

○建設課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

予算化されている事業の遂行状況は、当該年度に計画された事業計画もおおむね順調に入札まで終了しているようで年度内に全ての事業が完成するようお願いしたい。関係者の協力を得ながら最善の努力を期待したい。只、当該年度に於いては、昨年の豪雨災害に於いて大きな被害を受けた立野地域をはじめ、村内の各地域の改修等については、着々と進んできている様ではある。予算的な面もあると考えるが、まだ、全てに於いて完了しているとは言えない箇所もある様なので一日も早い復旧が望まれる。また、委託業務については、殆ど終了しており、更に立野地域の団地解体工事、設計業務等についても発注済との事で順調に進んでいる様で、担当部署に於いては大変であると考えられるが適切な対応をお願いしたい。

また、住宅使用料の未収金回収に努力されているが、財源確保と使用者負担の公平を期するため尚一層の努力と適切な会計処理を期されたい。

○総合調整課（長陽庁舎）

おおむね適正に執行されているものと認められた。

当該課においては、職務内容が多岐にわたっているので苦労も多いと考えられるが今後とも遺漏のないよう対応を望みたい。村税、使用料等の収納については、関係部署との連携を密にして今後とも慎重を期して欲しい。

特に、村のネットワーク(情報管理システム)関係では、村の心臓部門でもある情報管理全般等機械の主要部分が長陽庁舎に設置されている関係で総合調整課が受け持っている状態だが当該年度に於いては、光ブロードバンド基盤整備事業の2年目ということで、平成27年7月末のサービス開始に向けて広報での周知を年度末に行うとの事である。(事業者への負担金は200,000,000円との事)その他職員のパソコンのOSグレードアップも行われている。その他、マイナンバーに伴うシステム(総合行政システム)改修も行われている状況にある。(当分の間＝庁舎が一本化されるまで)本来この部門は、総務部局内に設置すべき分野なのであるが庁舎が完成するまで現状の体制で行かざるを得ない。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

教委関係は学校教育、社会教育、社会体育、給食センター等、範囲も広く、夫々の部門で将来を担う若い年齢層から生涯にわたり、健康で過ごせる様にと各種の企画、イベント等幅広い分野に至るまで大変苦労も多いと考えられるが活力ある村づくりの一環を、と思ひも含めて益々の頑張りを願いたい。

各分野に於いては年間計画も具体的に立案されて計画的に実行されており、今後とも益々充実した活動が行われ、結果としても夫々が満足し、充実したものになると同時に更に施設面の活用にしても、それぞれの部門で各種の施設が有効に利用、又、活用されて村の活性化に向けて大なる貢献が出来る様、今後とも益々

の活躍を職務に携わる方々にはお願いしたいし、期待したい。昨年に南阿蘇西小学校としてスタートした、統合小学校も順調の様である。

統合はあくまで将来を担う子ども達が、他の地域の同世代の仲間達が味わうことの出来る当然の権利である団体活動を始めとして、同じ環境の中で学べる環境づくりが第一の目標と考えられるので該当する地域の保護者を始め、住民の方にも経緯等についても適切に説明をし、更なる理解を得ることも大切なことだといえる。

○環境対策課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

当該課は昨年も記したことであるが、近年環境問題に対する住民の関心が強い分野での職務内容であるので大変苦労も多いと考えるが、住民生活に密着した事業等については更なる配慮をしながら今後とも諸々の課題に対処していくことを願いたい。この部署は長陽地域では、上水道関係だけでも配水池が5ヶ所設置されてその各々は送水管で送られる方法がとられており、維持管理は相当苦労がなされている状況にある。万一、故障とかトラブルが発生した時は、携帯で通報する（自動的に）方法がとられているが、担当者の苦労は大変だと察する。体制の強化は急がれる課題であると考え。水道使用料の滞納者については関係者の理解を得ながら未収金回収に更なる頑張りを願う。財源確保と使用者負担の公平を期するため尚一層の努力と適切な会計処理を期されたい。

また、旧久木野地域の簡易水道事業については、当分の間将来に向けての方針等が不安定な状態なので、現時点では簡易水道の統合又は、総合計画を示した自治体には10年間は補助するという国の方針がどうなったのか、久木野地域の場合は早急に各組合との調整を行い、一元化に向けた事業の推進に努められたい。

現在の状況は、簡易水道として取り扱われている分が8組合と、100人以下で各組合で経営している分が8組合あり、諸々の不都合な事態等が発生しないよう地域の理解と村として積極的な説明を行い昨年度にも記した様に、全面的な協力が得られるようお願いしたい。

また、生活排水処理事業では村で採用している施設の設置形態は市町村設置型が導入されてきたが、この事業も平成22年度からは県の事業としてスタートして、補助内容も変わってきている。又、村内の状況も市町村設置型から個人設置型への希望が多くなってきた経緯も当該年度に於いては9月末現在個人設置型が、18基完成している状況にある。（市町村設置型は5基完成）家族構成も影響しているのではと考えられる。農業集落排水事業は終了しているが、つなぎ込み等については、まだ継続している状況にあるので早急な対応を願いたい。合併浄化槽の使用料収納については現時点では大変良好のうちに推移している。

○窓口センター（久木野庁舎）

おおむね適正に執行されているものと認められた。

主な業務の中で住民と直結する個々の申請手続等、事務部門の相当量の取扱い

がなされており、担当職員も神経を使わざるを得ない状況にある様である。

ただ、庁舎が分散しているため窓口で行なっている金銭の取り扱い事務処理等については指定金融機関と協議し、従来の方法で処理する方策ができるよう(金額が多額な場合等)安全確保を願う上からも当然のことではと考える。(現状は、職員が業務処理を行う場合もある様である。) 取扱い金額にも月によっては相当高額の場合もある様なので、より一層慎重に安全確保の意味からも検討されたい。

○企画観光課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

景気の低迷からなかなか抜け出せない現状の中ではあるが、村の総合計画(後期基本計画)の具体化に向け着々と可能な計画から進められている段階であり、大なる成果を期待したい。と同時に、昨年も記した事であるが、南阿蘇村は自然に恵まれた水と温泉・景観と全てに自然が与えてくれた他の地域に自慢できる条件を備えた状況にあることを忘れてはならない。いやしくも自然の恩恵を崩すような環境は絶対に構築しないことを命題として今後とも視野に入れ、将来を見据えた路線選択が必要ではと考える。今後とも、より一層の積極的な検討が望まれる。現在、担当課においては地域づくりの実現を願い、新エネルギー・公共交通の再編、体験交流等による農村地域の活性化を通しての観光地づくり等、関係課と連携しながら計画から実施へと目標をもとにスタートしている。その成果が期待されるところでもある。

企画部門では、南阿蘇村頑張る地域支援補助を活用して団体及びグループ(新規3、継続7)が活躍中である。それぞれの活動が、村の活性化に向けて大なる成果をあげ、他の地域にも波及していけば村を訪れる観光客も益々増加することにもつながりいろんな面での活性化にも役立つ方向に進んでいけばと期待したい。このような事業を始めとして今後とも地の利を活かした積極的な取り組みを願いたいものである。

又、自然環境に恵まれた南阿蘇に定住を求めて訪れる人もある様で空き家の希望者も増加の傾向も強い状況にあるが今年度においてはまだ提出までには至っていない状況の様である。このことは今後いろんな形で増えてくるのではと予想される。(この様な空き家利用する対策として)

現在行われている村出身者との村人会(在阪・在京)については、交流を深めながら村の特産品の販路拡大等を図れる組織化が実現され、中身の濃い交流活動として定着することも願い、常に新しい情報提供を行いながら、具体的な効果が上がるよう成果を期待したい。

一方、国の補助事業も年々縮小されている中、インターネット等情報網を活用し国の事業の動向についても早期の情報収集に努められ村の行財政運営に生かされたい。

更に、南阿蘇村の概要を紹介する手段としてホームページのリニューアル、また「村勢要覧」も発刊されているが、常に新しい情報を全国に向けて発信出来るよう積極的な更新を望みたい。

商工観光の部門においてもおおむね適正に執行されているものと認められた。

各施設に委託料または特別会計の形で村が関与する部分が大であるそれぞれの施設が希望の持てる施設として、また、そこで働く人にとっても心から来訪者の立場にたって運営できる体制作りのためにも、厳しい現状を打開することが望まれる。又、各イベント等が当該制度においては7種類等10月末までに実行されており、来村者にとっても魅力あるものとして定着する様に期待したいところである。要は各種の事業が村の活性化につながってくれることが願いでもあり期待したい。

一方、第三セクターの形で運営している諸々の施設はそれぞれに地域の特性を生かした分野もあり組織の再編になると難しい点も出てくる場合もあるようで、当面は現状維持しながら、その中でアイデアを出しながら顧客の確保に努めていくことが望まれる。開設した当時の村の基本的な方針は、どの施設も単に営業利益を上げることが全てではなかったのではと考えると、時代の流れとともに厳しい財政事情が身近になると何等かの対応を検討すべきだという声は当然のこととはいえ、類似施設を抱える現在においては村としてもその対応に苦慮するのは現場で働く人達も同じ思いではと察せられる。

担当部署においては、このような現実を踏まえ現状打開の方策をいろんな角度から最善の形で今後に備えるため具体策を検討されることを望みたい。

○総務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

担当課においては、概ね村の全体的な状況も把握した上での審査ということで中身の濃い状況説明であったと感じる。財政状況は相変わらず厳しいと言われる中、地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行により毎年度財政指標を公表することが義務付けされているが、前年度の決算額の指標においても健全化基準を下回っており、良好な行政運営が出来ている状況にある。26年度の予算も諸般の計画が盛り込まれていて、執行状況は順調だと考える。前年度の一般会計の歳出決算7,560,667千円の決算と比較すると、平成26年度の現計予算総額（監査実施日現在）は8,377,169千円（明許繰越分310,111千円・事故繰越10,232千円を含む）

このような状況を踏まえ、今年度においてはどの部門に重点が置かれ予算執行が成されているか点検しながらの監査を行なった。将来の村づくりにおける村民のよりどころとなるべき心臓部分の件が先送りされている今日の状況下において、村民に対しての行政サービスの向上をはかるための施策等の提示について、年度の途中であっても常に執行部においては念頭において行政運営の遂行をお願いしたい。当該年度に於いても、先述した国が景気対策の一環として前年度末に地方に配分された予算が、明許繰越として当該年度に於いても執行されている部分が村にとっては厳しい状況の中でも財源不足を補っている面もあるのではと考える。当分はまだまだ先行き不透明な部分も諸々と、自治体においては大変苦慮すべき分野もあり懸念される点もあり、今後とも国の状況等を勘案しながら

的確な判断のもと、考慮すべきは住民サービスの低下や他のインフラ整備が実施できないような事態にならないために、例年要望しているように日頃から関係部署においては村にとっても補助率の高い事業の推進や有利な起債を充当した事業の積極的な取り組みを推進するとともに、中長期的な財政計画の見直し等も考慮しながら積極的な財政運営と節減の為に、現況を捕らえた中での企業感覚を取り入れた型での対応を望みたいものである。

現状は、確実な歳入財源額の早期把握に努め実質的な予算の枠組みを確立されている様で、今後とも気を緩めずに的確な判断のもと対応をされることを望む。

財政計画の策定においても、ただ絵に書いた餅にならないように適切な状況把握をし、その方向性を見定めながら実現可能なものを積極的に進めるべきものと不要不急の判断をしながら、それぞれが将来の村づくりに向けて村民の願いが実現するべく、知恵を出し合った環境づくりを期待したい。

例年記しているように、入札工事等については疑念を持たれないように細心の注意を払い、的確な処理が進められるよう強く望みたい。幸いに現時点では予定価格の公表を実施されているが業者選定等についてもより慎重を期されたい。ちなみに、9月末現在、総括で45件（土木関係が15件、建築関係2件、委託関係が19件、防水関係1件、その他8件）の入札が行われ総額約6億3千万強の予算が有効に活用されている状況にある。

合併後9年を経過して庁舎の一本化が実現していない現況の中、分庁方式の形で村民の利便性が憂慮される状況ではある。行政当局に於いては行政運営をより効果的に進めるために相当の工夫が施されているが、更なる各庁舎間の連携強化、職員の動向等基本的な面はもとより各庁舎間の職員の村民に対する接遇については更なる努力を願いたい。ただ、厳しい財政状況の中で健全財政を維持していくには昨年度にも指摘した事であるが消費的経費の削減や適正な人事管理が必要不可欠である。当該年度に於いては、新に職員に採用された職員共々新しい陣容も含め、それぞれの部門で任務遂行がなされている。今後とも、職員定員適正化計画書に沿った実施が急がれる。現状は自然減で推移している状況であるが、これは庁舎が分散している点から考慮するとやむを得ない事情があるのも理解できるが、解決に繋げていくためにも早急に庁舎の一本化が急がれるのではないかと考える。スムーズに実施されるためにも一日も早く庁舎の整備が望まれ、分権時代に相応しい職員研修の実施にも努力されたい。

○議会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

議会に対する村民の意識（関心）も高まり傍聴者も増加の傾向との事で好ましい状況ではある。正しく理解されて村の発展に協力して頂ければと願いたい。又、広報活動にも議員各位が大変熱心で村民の理解も深まっている状況である。

む す び

今回の定期監査においては、平成26年度、村長より提案され議決された予算の執行状況及び、各種の関係書類の整備状況等についての説明を受け、現時点での概要については、順調に推移している。全体的には、前年の指摘事項についても可能な限り改善され、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められていることは総合的に評価できる。

当該年度に景気対策を目的として、国が配分した予算で繰越された（村関係）予算は、村にとっては効果の大きい財源だったのではと考えられる。

九州北部豪雨後早くも二年余を経過し、本村においては立野地域の被害は特に甚大であったが、村当局の対応は迅速な形で復旧に向けて適確に事情把握をして事後処理等を含め頑張っている姿勢には村民に評価されているものと考ええる。

この様な中での今回の監査であったが、それぞれの具体的な内容（数字的な面）については、年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算の執行の動きに主眼を置き、事務的内容の概要等を審査した。現時点では、分庁方式の関係で事務の効率化を目指し、努力されている事は認められるが、前年度にも記した事であるが、各庁舎間の連携、職員の適正な配置等はまだまだ改善されるべき点があるのではと考える。具体的には、業務内容の統一化等を含め、機構改革の再検討を願いたい。

予算の執行状況については適切に処理されているが、定期監査の時点では流動的な部分が多いので数字的な表現は略することにした。

各部門のうち、教育委員会関係で新しくスタートした統合小学校も順調な歩みを続けており、校区の住民の理解を得て新しい形での出発が笑顔と期待の中で開校でき、そこを学び舎として頑張る子供達の姿に思いをはせながら、将来を担うべき人材に成長してくれることを心から願いたいものである。

昨今の厳しい財政状況下に於いて、各部門の報告欄等でも触れている様に事業関連の工事発注状況も景気対策の一環としての予算が年度内に完成することを願いたい。又、村の重要な自主財源である村税の収入割合が現時点で、昨年と同様並みとなっている様で更なる効果的な対応策を期待したい。

最後に、国内外の状況は何かと難しい問題を山積みに行っている中、景気の低迷から脱却するには、相当な時間を要するのではと考えられる。一日も早い回復が望まれるが、まだまだ先行不透明な部分が多い状況の中ではあっても、村に於いては諸般の動きに配意しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを日頃から構築して今後とも透明度の高い行政運営がなされ、活力ある住みやすい環境づくりに繋がる様、邁進されることを期待しながら結びとする。